

施設等利用費・松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金

【預かり保育料等】請求のご案内

令和4年度に利用した幼稚園での預かり保育に要した費用について、以下により申請を行っていただきますようお願いいたします。(送迎保育ステーションの一時預かりに要した費用も含まれます。)

1. 対象者

松戸市から施設等利用給付(2号認定、3号認定)または、松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金の認定を受けている方で、幼稚園の預かり保育を利用した方(送迎保育ステーションの一時預かりを含む)

2. 請求対象となる期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日

※施設等利用給付(2号認定、3号認定)または、松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金の認定を受けていない期間は、請求の対象外となりますのでご注意ください。

3. 請求方法

下記の申請書類を、幼稚園が指定する回収日までに、幼稚園へ提出してください。

(幼稚園から松戸市への提出期限は令和5年4月7日(金)です。)

※提出が遅れた場合や記載内容に不備があった場合、お支払いができない場合があります。

①施設等利用費請求書兼松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金請求書

申請者は「認定保護者」となります。必ずご確認ください。

自署でない場合は、施設等利用給付認定保護者(請求者)の欄に押印してください。

「書き損じ」は二重線で消した後、訂正印(請求者)を押印してください。

消せるボールペンや、修正テープの使用はしないでください。

②特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼支援提供証明書

幼稚園から発行される書類です。記載内容に誤りがあった場合、証明者である幼稚園での訂正が必要です。

③送迎保育ステーションの一時預かりを利用された場合

送迎保育ステーションが発行した領収書兼支援提供証明書が必要です。書類の取得については、利用した送迎保育ステーションに直接お問合せください。

4. 助成額について

松戸市では、国が定めた無償化制度である「施設等利用費(預かり保育分)」のほか、松戸市独自の「松戸市私立幼稚園預かり保育料助成」による助成を行っています。計算方法については以下をご確認ください。

ひと月あたりの補助上限額について

○施設等利用費(預かり保育分)について

1日あたり 450円×預かり保育を利用した日数
(上限額：2号認定 11,300円、3号認定 16,300円)

○松戸市私立幼稚園預かり保育料助成について

預かり保育を利用した際に負担した保育料から、施設等利用費(預かり保育分)で給付される額を差し引いて残った額に対して、月額上限 30,000円まで助成。

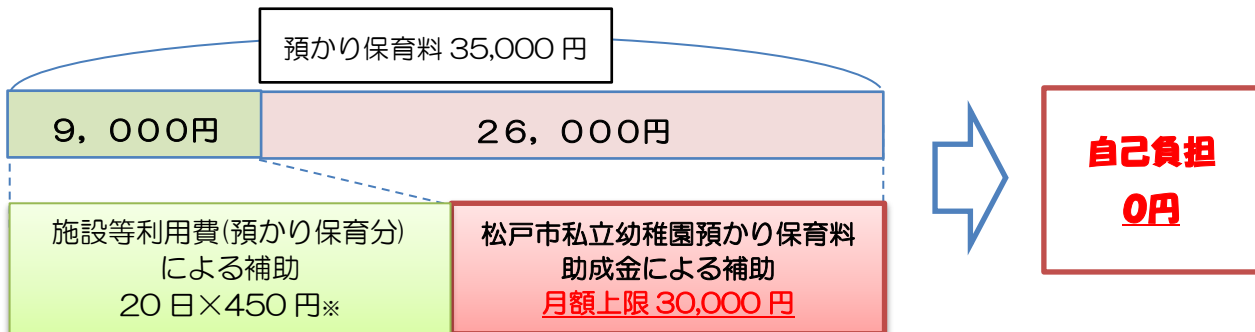
対象経費について

預かり保育を利用した際に負担した保育料。

ただし、日用品、教材費、おやつ代、施設整備費等は補助の対象外です。また、キャンセル料やお迎え予定時間に遅れたことにより課させる追加料金等についても補助の対象外となります。

具体的な計算例

・預かり保育を 20日/月利用し、預かり保育料が 35,000円であった場合



※2号認定は月額上限 11,300円、3号認定は月額上限 16,300円となります。

・上記の例に追加して、送迎保育ステーションの一時預かり保育をひと月 5,000円利用した場合
5,000円-4,000円(30,000円の上限に達しなかった金額) = **自己負担 1,000円**

・施設等利用給付 2号、3号認定に該当しないが、松戸市預かり保育料助成金の対象である場合
35,000円-30,000円 = **自己負担 5,000円**

5. 松戸市私立幼稚園預かり保育料助成対象園

- ・東漸寺幼稚園
- ・みやこ幼稚園
- ・高木幼稚園
- ・あさひ幼稚園
- ・聖徳大学附属幼稚園
- ・二三ヶ丘幼稚園
- ・むつみ幼稚園
- ・大勝院幼稚園
- ・いわさき幼稚園
- ・本源寺幼稚園
- ・みやおか幼稚園
- ・聖徳大学附属第二幼稚園
- ・さかえ幼稚園
- ・まるやま幼稚園
- ・明和幼稚園
- ・高塚幼稚園
- ・八柱幼稚園
- ・金ヶ作幼稚園
- ・かきのき幼稚園
- ・北丘幼稚園
- ・新松戸幼稚園
- ・第二かきのき幼稚園
- ・専修大学松戸幼稚園
- ・いわさき第二幼稚園

6. 給付決定について

令和5年5月中旬までに決定通知書を認定保護者宛てに通知します。

給付金については令和5年5月末に振り込みを予定しております。

(お問合せ先)

〒271-8588 松戸市根本 387 番地の5

松戸市役所 子ども部幼児教育課

TEL 047-701-5126